

## 平成 27 年度 会費[下期分]納付のご案内 (お願い)

平成 27 年度宅建協会下期分(10 月～3 月)会費[@5,500×6 ヶ月分]の納付について、次のとおりご案内申し上げます。

### ● 口座振替の方 ●

11 月 27 日(金)のお引き落としとなりますので、前日<11 月 26 日(木)>までに指定口座への入金をお願い致します。  
振替金額は、集金代行会社(C S S)から届く[振替案内ハガキ]でご確認下さい。案内ハガキは、11 月 20～21 日頃に届く予定です。

### ★★指定口座に変更はありますか?★★

お届けいただいている口座内容に変更(閉鎖・解約等)がありましたら、新たに口座振替依頼書を提出していただく必要がありますので、本部事務局(担当:小笠又は富田)迄、ご連絡をお願いします。  
但し、口座を変更される場合、次回、平成 28 年度上期分(H28/5/27 引落) からとなります。

### ● 請求書の方 ●

11 月中旬に、請求書とゆうちょ銀行専用の振込用紙を送付しますので、振込手数料ご負担の上、12 月末日までにお振り込み願います。  
口座振替の手続きをされていない方は、手数料の要らない口座振替制度をぜひご検討ください。本部又は支部にご連絡いただきましたら、手続きに必要な書類をお送り致します。

※ 口座振替依頼書を提出されておいても、未納会費がある場合は、請求書での納付になります。予めご了承ください。

## 近畿レイズからのお知らせ

### 「Windows10」動作検証結果のご案内

「Windows 10」には、「Edge (エッジ)」と「Internet Explorer 11」の 2 種類のブラウザが搭載されています。動作検証の結果「Edge (エッジ)」では以下の不具合がありましたので、「Windows10」で近畿レイズをご利用の際は、必ず「Internet Explorer 11」でご利用下さい。

.....  
《「Edge」で確認された主な不具合》

1. 物件登録画面で「図面確認」ボタンを押しても図面が表示されない
2. 物件登録画面で「所在地検索」ボタンや「沿線駅検索」ボタンが反応しない
3. ユーザー設定画面で「日報検索」ボタンが反応しない
4. 物件詳細を印刷時に 1 ページ目しか印刷できない

.....  
詳細は近畿レイズホームページ「システムについてのお知らせ」をご覧ください。

<http://www.kinkireins.or.jp/>

## 特定優良賃貸住宅のオーナーへの住宅返還に伴う了解事項について

兵庫県住宅供給公社が管理しております借上型特定優良賃貸住宅については、オーナーが公社の管理残期間が短くなっていること、また、入居 状況等を考慮し、今後の経営方針を多方面からご検討されています。

そのような中、公社の管理期間満了を迎えることなく、早期に住宅返還を受け、民間賃貸住宅での活用や売却されるオーナーが出てきており、今後同様のことが想定されます。

つきましては、新規申込者の入居直後などに公社の管理が終了した場合、トラブルへと発展する可能性もあるため、事前に新規申込者に対し、下記の了解事項をご説明頂くとともに、別紙資料をご提出いただくようお願い申し上げます。

記

1. 公社による管理期間(20年間)満了までに特定優良賃貸住宅の用途が早期終了し、公社が賃貸人及び管理会社でなくなること。
2. 公社の管理終了後、契約家賃・共益費等が改定される場合があること。
3. 公社の管理が終了する旨の通知が、公社管理終了直前となる場合があること。

◎別紙紙面は協会ホームページのニュース&トピックス欄にあります。

ID : hyoutaku,PW4018

受講料無料

## たっけんクラウド パソコン研修のご案内

新登録システム「たっけんクラウド」の基本的な操作方法の研修です。

- 下記内容で実施しますのでお電話でお申込み下さい。  
TEL : 078-382-0977 (担当:中嶋・磯野)  
1 会員につき 1 名のみのお申込みでお願いします。

- ◆ 日時 : 下記参照
- ◆ 場所 : 兵庫県不動産会館 4 階パソコン教室



日程	時間
11月27日(金)	13:30~16:00

## タリバーン関係者等との一定の取引の制限について

標記について、全宅連政策推進委員長より下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

国際テロリスト財産凍結法は、本年 10 月 5 日に施行されたもので、同法第 15 条では、何人も都道府県公安委員会の許可を受けていない国際テロリストを相手として、同法第 9 条に規定する土地、建物、金銭等の贈与、売却等の対価の支払い等をしてはならないと規定しており、不動産取引時においてご留意いただく必要があります。

また本法では、犯罪収益移転防止法とは異なり、国際テロリストとの取引に該当するか否かについての確認義務は規定されていません。したがって、国際テロリストとの取引を確認するに当たっては、犯罪収益移転防止法に基づく措置以上のものは求められておりません。なおタリバーン関係者等の国際テロリスト一覧につきましては、警察庁のホームページに掲載されております。

(警察庁ホームページ)

<https://www.npa.go.jp/keibi/zaisantouketu/index.html>